

第9章 全部再資源化認定について

1. 全部再資源化認定スキーム

自動車メーカー等が解体業者やプレス・せん断処理業者に委託してASRを生じさせない方法で解体自動車（廃車ガラ）を国内において再資源化处理する場合、自動車メーカー等は経済産業大臣・環境大臣の認定を受けることができ、これによりASR分のリサイクル料金の払渡しを受けることができる制度が設けられています。（法第31条）

自動車メーカー等が解体業者やプレス・せん断処理業者に精緻な解体等の実施を委託し、国内の電炉・転炉等に解体自動車を鉄鋼の原料として投入することを想定しています

2. 全部再資源化認定までの流れ

コンソーシアムの形成

解体業者、プレス・せん断処理業者、電炉・転炉業者等の関係者でコンソーシアムを形成してください。

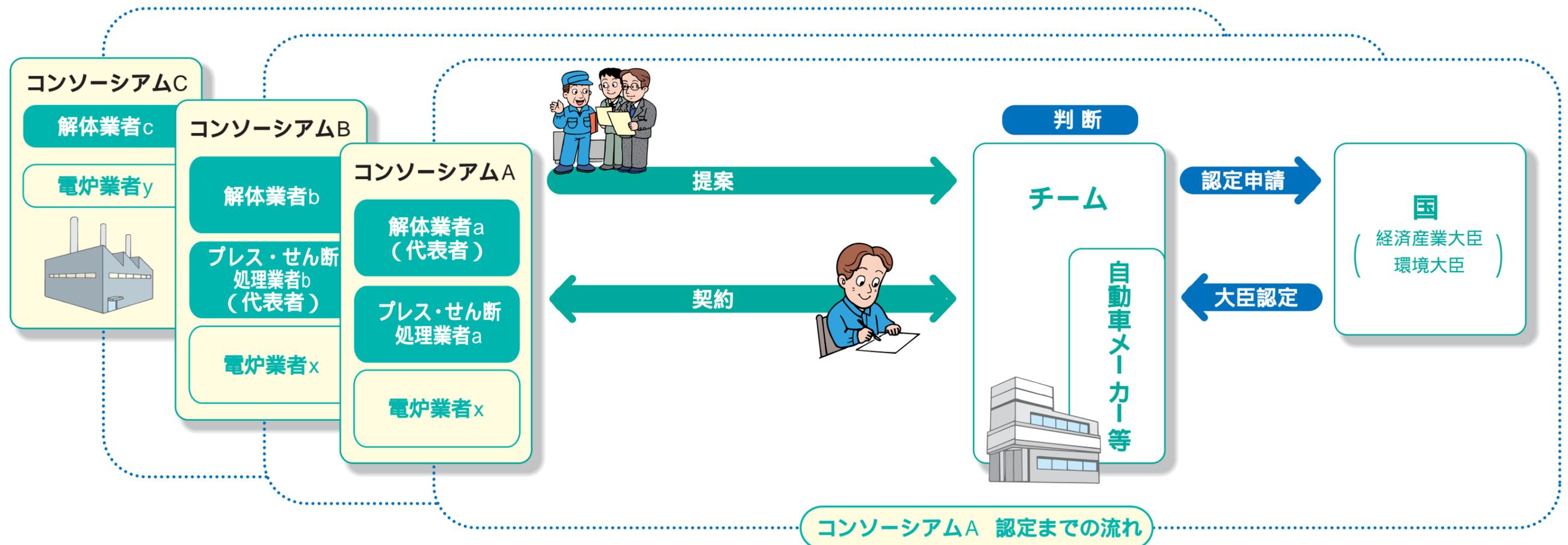
提案

精緻な解体、プレス・せん断、運搬、全部利用（国内の電炉・転炉等に投入）の一連の工程を見て、その工程の実効性・確実性を判断しますので、コンソーシアムの代表者は全部再資源化の方法、設備、工程、ならびに全体のコンソーシアム図や責任関係を整理の上、自動車メーカー等（チーム）に提案してください。

[（▶42ページをご覧ください）](#)

全部再資源化認定までの流れ

コンソーシアムの形成



判断

自動車メーカー等（チーム）は「ASR再資源化にかかるコストがどれだけ低減可能か」、「再資源化率向上のための手段として適切なものかどうか」、「スキーム全体が適切かつ確実なものかどうか」といった面を総合的に判断します。

契約

自動車メーカー等（チーム）はコンソーシアムの中で、全部再資源化を行う事業者である解体業者またはプレス・せん断処理業者と契約を結びます。

3. 委託費用の支払い

契約をした解体業者またはプレス・せん断処理業者に対し、自動車メーカー等（チーム）は委託契約に基づき、ASR分のリサイクル料金を原資として、作業内容に相当する委託費用をお支払いします。

支払いの方法

- ・毎月末日に引渡台数を締め、翌月末にお支払いする予定です。
なお、お支払いに当っては検収伝票の写しがエビデンスとして必要です。
- ・チームごとにまとめて、契約した解体業者またはプレス・せん断処理業者の指定金融機関の口座に振込みます。

4. 提案の条件

提案者

提案者は、自動車リサイクル法第31条第1項に定められる全部再資源化を行う解体業者またはプレス・せん断処理業者から、解体自動車全部利用者（国内の電炉・転炉業者等）までのすべての関連事業者から構成されるコンソーシアムをまとめる代表者であることが必要です。ただし、解体自動車（廃車ガラ）を運搬する事業者はコンソーシアムに含みません。

コンソーシアム関連事業者の関係

提案にかかわる関連事業者は、全部再資源化から全部利用にいたるまでの技術的、商業的その他の諸条件について合意し、または契約関係にあることが必要です。提案時には、これを証明する契約書（写し）等の文書を添付してください。

コンソーシアム内の作業管理体制

関連事業者の行う全部再資源化から全部利用までの諸工程において、標準作業書や基準書を定める等、安定して実効性のある作業および管理体制が必要です。提案時には、その方法と内容を説明してください。

コンソーシアム内の物流管理体制

全部再資源化を行う解体業者またはプレス・せん断処理業者から全部利用者間の物流において、解体自動車に固有記号をマーキングする等、解体自動車の確実な引渡し追跡可能な物流管理体制が必要です。提案時には、その方法と内容を説明してください。

自動車リサイクル法で求められる報告等の体制

自動車リサイクル法に基づき、全部再資源化を行う解体業者またはプレス・せん断処理業者には、下記報告等の実施が義務付けられます。提案時には、その実施体制について説明してください。

（ア）解体自動車の引渡報告

- ・報告事項：引渡先全部利用者名、車台番号 等
- ・報告時期：（イ）の指定伝票が全部利用者から回付されたことをもって引渡しごとに報告
引渡報告は、自動車リサイクル法上、解体自動車の実際の引渡日から3日以内に行う必要がある

（イ）解体自動車全部利用者に確実に引き渡されたことを証する書面の保存

- ・記載事項：引渡しを行った解体業者またはプレス・せん断処理業者名、全部利用者名、全部利用者の引取年月日、引渡しを行った車台番号、運搬事業者名、検収印 等
- ・書 面：自動車メーカー等（チーム）の指定する検収伝票（[見本](#)  [46ページをご覧ください](#)）
- ・保存期間：5年間

自動車メーカー等（チーム）への報告等の体制

自動車メーカー等（チーム）は、再資源化の実績把握や適正処理の確認が必要であるため、コンソーシアムを構成する解体業者またはプレス・せん断処理業者および全部利用者に右記事項の報告を求めます。提案時には、その実施体制について説明してください。なお、右記事項は最低限の共通項目であり、別途自動車メーカー等（チーム）それぞれとの契約において項目を追加する場合があります。

（a）全部再資源化を行う解体業者またはプレス・せん断処理業者からの報告事項

- （ア）解体自動車全部利用者に確実に引き渡されたことを証する書面の写し
 - ・記載事項：（イ）に同じ
 - ・報告方法：郵送 自動車メーカー等（チーム）が指定する検収伝票の写し
 - ・報告時期：自動車メーカー等（チーム）ごとに定める期日
- （イ）全部再資源化工程において自動車メーカー等（チーム）が委託した精緻な解体等で取り外した部材の再資源化・処理の実績報告
 - ・記載事項：引渡先事業者名、数量 等
 - ・報告方法：郵送（引渡先事業者の受領伝票、産廃マニフェストの写し等）
 - ・報告時期：自動車メーカー等（チーム）ごとに定める期日

（b）全部利用者からの報告事項

- （ア）解体自動車由来のスラグ・飛灰等についての再資源化・処理の実績報告
 - ・記載事項：引渡先事業者名、数量 等
 - ・報告方法：電子メール（引渡先事業者の受領伝票の写し、産廃マニフェストの写し等エビデンスが別途必要）
 - ・報告時期：自動車メーカー等（チーム）ごとに定める期日
- （イ）最終処分した残さの実績報告
 - ・記載事項：引渡先処分事業者名、数量 等
 - ・報告方法：電子メール（別途、産廃マニフェストの写し等エビデンスが必要）
 - ・報告時期：自動車メーカー等（チーム）ごとに定める期日

コンソーシアムにおいて遵守すべき環境関連法令

関連事業者が行う全部再資源化から全部利用にいたるまでの方法、設備、工程等が、下記環境関連法令の条項、政省令および告示等の定めに対して不適合がないものとします。提案時に工程図や手順書に電炉等施設における規則・基準適合状況を証明する書類を添付してください。

- （1）使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年七月十二日法律第八十七号）
- （2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成十四年五月二十九日法律第四十五号）
- （3）ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年七月十六日法律第五号）
- （4）水質汚濁防止法（昭和四十五年十二月二十五日法律第三十八号）
- （5）大気汚染防止法（昭和四十三年六月十日法律第九十七号）
- （6）土壌汚染対策法（平成十四年五月二十九日法律第五十三号）
- （7）浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）
- （8）騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）
- （9）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）
- （10）悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）
- （11）振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）
- （12）特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）
- （13）ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）